

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし

- 1 人事院勧告及び国家公務員の取扱いを踏まえ、所要の改正を行います。
〔主な改正内容〕
 - ・配偶者に係る扶養手当の廃止（段階的に実施）
 - ・管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大
 - ・定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への住居手当の支給
 - ・特定任期付職員業績手当の廃止及び特定任期付職員への勤勉手当の支給
- 2 岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴い、職員の給与の減額に関する経過措置を定めるとともに、規定の整備を行います。
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行します。